

ファミリーイン堀之内デイサービスセンター運営規程

通所介護・予防通所介護相当サービス

法人基本理念

我々 社会福祉法人 清心福祉会職員は「敬天愛人」の言葉を仰ぎ
奉仕の精神、慈愛の心を育み 天から与えられた役割を果たすべく
社会福祉事業で 平和な社会にむけて 貢献していきます

法人基本方針

利用者の心に寄り添った、望んでいるサービスを提供する

デイサービス事業方針

法人基本理念、基本方針に沿って利用者のその方らしい自立支援を援助するために、家族、
ケアマネジャー、主治医、地域の方との連携を大切にケアプランを作成し実行していきます

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清心福祉会が設置経営するファミリーイン堀之内デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業、及び予防通所介護相当サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態等にある高齢者に対し、適正な通所介護、及び予防通所介護相当サービス（以下「通所介護等」という）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 法人基本理念、基本方針に沿ってセンター方針10ヶ条を定め、運営していく

- 1 事業所の従事者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の介護及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、区市町村、地域の保険・医療・包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域

における様々な取組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- 5 通所介護の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項の規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ファミリーイン堀之内デイサービスセンター
- 2 所在地 東京都八王子市堀之内 1206 番地 (ファミリーイン堀之内 1 階)

(従業者の種類、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

各職員の員数は別紙のとおりとする。

- 1 管理者
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規定を遵守させるため必要な命令を行う。
- 2 生活相談員
生活相談員は、利用者及び身元引受人または成年後見人（近親者など）からの相談を受け、通所介護等の業務に従事するとともに、事業所に対する通所介護等の利用申し込みに係る調整の補助、及び他の従業者と協力して通所介護計画、及び予防通所介護相当サービス計画（以下、「通所介護計画等」という。）の作成・評価の補助等を行う。
- 3 介護職員
介護職員は、通所介護等の業務にあたる。また、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の健康管理、介護、その他必要な業務の提供にあたる。
- 4 看護職員
看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の健康管理、介護、その他必要な業務の提供にあたる。
- 5 機能訓練指導員
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導にあたる。また、機能訓練（口腔機能向上、栄養改善、運動器機能向上）の対象者に、計画、訓練指導、評価、助言を行う。

6 調理員

調理員は、利用者の食事の調理業務にあたる。

7 運転手（直営）

運転手は、利用者の送迎を行う。

8 事務職員等

事務職員等は、通所介護従事者の補助的業務及び必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日（祝日も営業）
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
- 3 サービス提供時間 午前9時30分から午後4時45分
（但し要介護者で家族送迎のみ、午前8時45分から午後5時30分の間利用可）
- 4 休日 日曜日・1月1日から1月3日

（利用定員）

第6条 通所介護等の利用定員は通所介護と予防通所介護相当サービスを合計して次の通りとする。

- 1 通常規模型通所介護 月曜日から土曜日 30人

（通所介護等の提供方法、内容）

第7条 通所介護等の内容は、指定居宅介護支援事業者又は利用者及び身元引受人または成年後見人（近親者など）等が作成した居宅サービス計画に基づいて通所介護計画等を作成し、サービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

1 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

- ア 排泄の介助
- イ 移動、移乗の介助
- ウ その他必要な身体介護

2 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ア 衣類着脱の介助
- イ 身体の清拭、整髪、洗身
- ウ その他必要な入浴の介助
- エ 入浴介助を行う職員に対し、入浴介助に関する研修等を行う

3 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。

- ア 食事の準備、配膳下膳の介助
- イ 食事摂取の介助
- ウ その他必要な食事の介助

4 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。また、機能訓練（口腔機能向上・栄養改善・運動器機能向上）対象者に、計画、訓練指導、評価を行う。計画内容は利用者及びその家族に説明する。

5 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う。（但し見守り可能な場合は除く。また、午前8時45分から午後5時45分以内での定時【午前9時45分から午後5時00分】送迎外での利用は家族送迎とする）

ア 移動、移乗動作の介助

イ 送 迎

6 相談・助言に関すること

利用者及び身元引受人または成年後見人（近親者など）の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

ア 疾病や障害に関する理解を深めるための相談・助言

イ 日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談・助言

ウ 自助具や福祉機器、住宅環境の整備に関する相談・助言

エ その他在宅生活全般にわたる必要な相談・助言

（指定居宅介護支援事業者、包括支援センターとの連携等）

第8条 通所介護等の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

3 正当な理由なく通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者に関わる指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等と連携し、必要な措置を講ずる。

（通所介護計画・機能訓練計画及び評価の作成）

第9条 通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに身元引受人または成年後見人（近親者など）介護者の状況を十分把握し、居宅サービス計画にそった通所介護計画等・機能訓練計画を利用者、身元引受人または成年後見人（近親者など）とともに作成する。

2 通所介護計画等の作成・変更の際には評価をし、利用者又は身元引受人または成年後見人（近親者など）に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。

3 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第10条 通所介護従事者は、通所介護等を提供した際には、その提供日・内容、当該通所介護について、介護保険法第四十一条第六項又は第五十三条、百十五条の四十五の参第3項の規定により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(通所介護の事業及び予防通所介護相当サービスの利用料及び支払の方法)

第11条 通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は八王子市長が定める基準によるものとし、当該通所介護等が法定代理受領サービスである時は、介護報酬の負担割合とする。

- 2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費1km10円を徴収する、通常の営業日及び営業時間帯を超えて通所介護等を提供する場合の利用料、食費、おむつ代、機能訓練又は介護予防サービスにかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。
- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は身元引受人または成年後見人(近親者など)に対して、文書により事前に説明を行うとともに、利用者または身元引受人または成年後見人(近親者など)から同意を得るものとする。また、金額の変更を行う場合も同様とする。
- 4 通所介護等の利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、八王子市、日野市、多摩市とする。

(契約書の作成)

第13条 通所介護等の提供を開始するにあたって、本規定にそった事業内容の詳細について、利用者及び身元引受人または成年後見人(近親者など)契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名(記名捺印)をうけることとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 通所介護従事者等は、通所介護等を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告を行う。

- 2 通所介護等を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。また、災害用伝言ダイヤルを使用し安否等の情報を提供する。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えるため、防災及び防犯計画を作成し次のとおり行うとともに必要な設備を整える。

防火責任者 管理者

- | | | |
|---|--------|-----|
| 1 | 避難訓練 | 年3回 |
| 2 | 通報訓練 | 年3回 |
| 3 | 防犯防災訓練 | 年3回 |
| 4 | 交通安全指導 | 年3回 |

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第16条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする
- 3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービスの利用にあたっての重要事項)

第17条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。
また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(個人情報保護)

第18条 事業者は、【個人情報保護に対する基本方針】を利用者及び身元引受人または成年後見人（近親者など）に配布し、個人情報の利用目的を文書で同意を得ることとする。

- 2 事業者および従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者および身元引受人または成年後見人（近親者など）に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。この守秘義務は、契約終了後も同様である。
- 3 事業者は、利用者及び身元引受人または成年後見人（近親者など）から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者の個人情報を提供しないこととする。

(苦情処理)

第19条 管理者は、提供した通所介護サービス等に関する利用者及び身元引受人または成年後見人（近親者など）からの苦情に対して、迅速かつ適切対応するため、担当者置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び身元引受人または成年後見人（近親者など）に説明するものとする。

- 2 事業者は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書

その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故対応及び賠償責任)

第20条 通所介護等サービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに区市町村・家族・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。また、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき理由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者及び身元引受人または成年後見人（近親者など）に対してその損害を保険限度額内において賠償を行う。

(連帯保証)

第21条 施設は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担する連帯保証人を定めるものとする。

2 連帯保証人は身元保証人（近親者など）が兼ねるものとする。

3 前項の連帯保証人の負担の極度額は 300,000 円を限度とする。

4 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が退所したときに、確定するものとする。

5 施設は、連帯保証人の請求があったときは、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者全ての債務の額等に関する情報を提供するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第22条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者（利用者又は身元引受人及び成年後見人（近親者など）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護（予防通所介護相当サービス）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第24条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

(サービス利用にあたっての禁止事項について)

第25条

- 1 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- 2 パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- 3 サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

(その他運営についての重要事項)

第26条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師・准看護師・介護福祉士・介護支援専門員・介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、従業者の資質的向上を図るため、虐待防止・権利擁護・認知症ケア・介護予防・事業継続計画等の事項に関して、研修機関等が実施する研修や当該事業所内の研修への機会を計画的に確保し業務体制を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- (2) 虐待防止に関する研修 年1回
- (3) 権利擁護に関する研修 年1回
- (4) 認知症ケアに関する研修 年1回
- (5) 介護予防に関する研修 年1回
- (6) 業務継続計画に関する研修 年1回

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 事業者は、指定通所介護に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定通所介護を提供した日をいう）から最低5年間は保存するものとする。
- 5 事業所は、適切な通所介護（予防通所介護相当サービス）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上且つ相当な範囲を超えたものにより、通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人清心福祉会とファミリーイン堀之内デイサービスセンターの管理者と2の協議に基づき定めるものとする。

（委任）

第27条 この規程の施行上必要な細目については、施設長が別に定める者とする。

（改正）

第28条 この規程を改正又は廃止するときは、社会福祉法人清心福祉会の理事会の決議を得るものとする。

（書面の掲示）

第29条 この規程の概要など、重要事項を施設のホームページ上で公表する事とする。

（施行）

第30条 この規程は令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成12年11月1日から施行する。
- 2 利用定員変更のため、平成13年5月26日、第6条及び別紙職員数を変更改正し、平成13年7月1日より施行する。
- 3 利用定員変更のため、平成14年3月31日、第6条及び別紙職員数を変更改正し、平成14年4月1日より施行する。
- 4 休日変更のため、平成14年11月30日、第5条変更改正し、平成14年12月1日より施行する。
- 5 介護保険法改正に伴い、食費の改定及び別紙職員数を変更改正し、平成17年10月1日より施行する。
- 6 介護保険法改正に伴い、事業内容に介護予防事業を加え、食費の改定及び個別

- 機能訓練体制を追加して、平成18年4月1日より施行する。
- 7 定時送迎時間外での利用提供に伴う変更と通報義務の追加、及び認知症対応型通所介護事業については、事業が別になったことと合わせ運営規程を作成したため、内容を削除し平成19年4月1日より施行する。
 - 8 口腔機能向上(介護予防)、機能訓練として・口腔機能向上を追加し平成19年11月1日より施行する。
 - 9 休日変更のため、平成20年5月24日、第5条変更改正し、平成20年8月1日より施行する。
 - 10 日曜日利用定員変更のため、平成20年12月20日、第6条及び別紙職員数を変更改正し、平成21年1月1日より施行する。
 - 11 平成21年度介護報酬改定。大規模型通所介護（I）に伴い、契約書・運営規程・通所介護費の変更改正し、第11条 通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費1km10円追加、第14条 災害用伝言ダイヤル使用による情報提供を追加し、平成21年4月1日より施行する。
 - 12 日曜日営業中止に伴い、平成22年5月29日、契約書・運営規程・変更改正し平成22年7月1日より施行する。
 - 13 管理者変更の為、契約書等の関係書類を変更し平成22年8月1日より施行する。
 - 14 送迎時間の関係によりサービス提供時間を変更し平成23年4月1日より施行する。
 - 15 食費を昼食代とおやつ代に分けての表示及び、やむ追えない8時間以上9時間未満のご利用の利用料追加をし、平成23年7月1日より施行する。
 - 16 介護保険法改正に伴い、サービス提供時間、利用料を変更、及び希望者に夕食を提供し食費を夕食代450円とする。また、やむをえない9時間以上10時間未満のご利用料追加をし、平成24年4月1日より施行する。
 - 17 平成24年12月1日より施行する。
 - 18 平成25年5月27日、第20条事故対応及び賠償責任の処置についての記録等を追加・変更改正し、平成25年6月1日より施行する。
 - 19 消費税率引き上げによる利用料金等変更、責任者を変更し、平成26年4月1日より施行する。
 - 20 別紙職員数の変更、料金表における実施外の加算についての項目を削除し、平成26年8月1日より施行する。
 - 21 別紙職員数の変更、介護報酬改定に伴い利用料、加算内容の変更。昼食代を650円へ変更。平成27年4月1日より施行する。
 - 22 第7条指定通所介護の提供方法、内容及び利用料等の6の内容を変更し、平成27年6月1日より施行する。
 - 23 介護保険法改正による介護保険負担割合変更に伴い、「指定通所介護の利用料等及び支払の方法」の内容、別紙料金表を負担割合ごとに変更する。平成27年8月1日より施行する。
 - 24 総合事業開始に伴い、文言を変更。平成28年3月1日より施行する。
 - 25 通常規模型通所介護から大規模（I）型通所介護へ移行。第6条利用定員の員数を変更。平成28年4月1日より施行する。

- 26 別紙職員数を変更。総合事業開始に伴い「サービス提供の記載」の内容を変更。平成28年8月1日から施行する。
- 27 別紙職員数の変更、介護報酬改定に伴い別紙料金表の変更。平成29年4月1日より施行する。
- 28 別紙職員数の変更。平成29年9月1日より施行する。
- 29 口腔機能向上（介護予防・予防通所介護相当サービス）の廃止。これに伴い別紙職員数の変更、利用料内項目の変更。平成29年12月1日より施行する。
- 30 総合事業への完全移行完了のため、名称から「介護予防通所介護」を削除。介護報酬改定に伴い運営規程別表内利用料の変更。平成30年4月1日より施行する。
- 31 別紙職員数の変更、介護報酬改定に伴い別紙料金表の変更。平成30年5月1日より施行する。
- 32 大規模（I）型通所介護から通常規模型通所介護へ移行のため、別紙料金表を変更。第6条利用定員の員数を変更。別紙職員数の変更、大規模型通所介護（I）から通常規模型通所介護に規模の変更実施に伴い別紙料金表の変更。平成31年4月1日より施行する。
- 33 別紙職員数の変更。令和元年9月1日より施行する。
- 34 消費税率変更に伴う利用料変更。加算新設に伴う料金変更。令和元年10月1日より施行する。
- 35 別紙職員数の変更。令和2年1月1日より施行する。
- 36 令和2年3月25日、第21条条文追加。令和2年4月1日より施行する。
- 37 別紙職員数の変更。令和2年5月1日より施行する。
- 38 別紙職員数の変更。令和2年12月1日より施行する。
- 39 第6条利用定員の員数を変更。令和2年12月1日より施行する。
- 40 別紙職員数の変更、介護報酬改定に伴い別紙料金表の変更。令和3年4月1日より施行する。
- 41 第6条利用定員の員数を変更。令和3年9月1日より施行する。
- 42 別紙条文の変更。令和3年11月1日より施行する。
- 43 第2条、4項5項、第16条、3項、第17条、第22条、第23条、第24条、第26条5項、第27条、第28条、第29条、第30条、条文追加による改定。令和6年4月1日より施行。
- 44 運営規程別紙、食費改定。令和6年4月1日より施行。
- 45 運営規程別紙、科学的介護推進体制加算追加・活動材料費追加・食費改定・キャンセル料改定。令和7年4月1日より施行。
- 46 第5条3項、サービス提供時間の変更。令和8年4月1日より施行。
- 47 運営規定別紙、介護報酬改定に伴う処遇改善加算の上位区分への変更。
令和8年6月1日より施行する。